



島根県報

平成19年 9月14日 (金)
第 1,914 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示		
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者福祉課)	1
保安林予定森林(4件)	(森林整備課)	2
解除予定保安林	(")	4
保安林の指定施業要件の変更(5件)	(")	4
森林法第189条の規定による告示及び揭示	(")	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経営支援課)	7
道路の区域の決定	(道路維持課)	9
道路の区域の変更	(")	9
道路の供用開始	(")	9
道路の位置の指定	(建築住宅課)	10
物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	(会計課)	10
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	11
特定調達公告		
島根県立湖陵病院における医用画像診断システムの購入に係る一般競争入札の落札者等	(病院局)	11
公安規則		
島根県公安委員会が行う不利益処分取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(警察本部)	12
ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則	(")	12
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(")	12
正 誤		
平成19年 5月22日付け島根県報第1,881号中	(道路維持課)	13

告 示

島根県告示第744号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療 の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地		
久手薬局	大田市久手町刺鹿2731 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 9月1日

島根県告示第745号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市秋鹿町字一ノ井手404、404 - 1、4319 - 1、4319 - 2、5279、字関戸2777、2778、2780 - 1、2780 - 2、2781、字関戸奥2794、2794 - 1、5284から5287まで、5303から5305まで、5307、5308 - 1、5308 - 2、字原2817 - 1から2817 - 3まで、2818、2819、2826 - 6、5308 - 続1、字山根4303、字関戸道狭5280 - 1、5280 - 2、字関戸奥道狭5306 - 1から5306 - 3まで、5306 - 5、5306 - 6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第746号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町下口羽3172 - 2、3572 - 1、3572 - 2、3839

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第747号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町高峯字友方溢2582

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第748号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町真田169 - 1、169 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第749号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市匹見町澄川イ1710 - 12（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第750号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市大東町畑嶋1185、1188 - 1、1189 - 5、1189 - 6、1190 - 3、木次町里方1364 - 4・1365・1366 - 1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1366 - 2、木次町北原1294 - 1、1294 - 2、1294 - 3（国有林）、1295 - 1（次の図に示す部分に限る。）、1295 - 2・1295 - 3・1295 - 5（以上3筆国有林）、三刀屋町乙加宮3505、吉田町曾木字曾木691 - 5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第751号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和61年7月23日農林水産省告示第1172号（2、3及び5に係るものに限る。）、昭和61年8月8日農林水産省告

示第1388号、昭和61年 8月16日農林水産省告示第1493号、昭和61年10月22日農林水産省告示第1733号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町南方安川1061

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㍑ 主伐は、択伐による。

㍑ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㍑ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第752号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和35年11月 9日農林省告示第1139号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第753号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和48年10月18日農林省告示第1915号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
雲南市掛合町波多2068 - 1、2070 - 1、2070 - 2、飯石郡飯南町角井1827 - 4、1827 - 8、1827 - 17
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第755号

平成19年島根県告示第696号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市伯太町上小竹1103、1104、1266 - 1	伯太町信用購買 販売利用組合	安来市伯太町赤屋111
安来市伯太町上小竹1177	永江幸雄	安来市伯太町上小竹549
安来市伯太町上小竹1217、1103、1104	恩田金六	安来市伯太町上小竹773
安来市伯太町上小竹1168 - 1	恩田トモ	安来市伯太町上小竹773
安来市伯太町上小竹1103、1104、1217	恩田寅一	安来市伯太町上小竹773
安来市伯太町上小竹1168 - 1、1170 - 1、1170 - 3、1169	恩田嘉一	安来市伯太町上小竹773
安来市伯太町上小竹1217	仙台甚太郎	安来市伯太町上小竹611

安来市伯太町上小竹1103、1104	恩田満祁男	安来市伯太町上小竹773
安来市伯太町上小竹1217	増田岩次郎	安来市伯太町上小竹144
安来市伯太町上小竹1217	永江浅五郎	安来市伯太町上小竹599
安来市伯太町下小竹1073 - 1	小原常左工門	安来市伯太町下小竹84番邸
安来市伯太町上小竹1265 - 1、1265 - 7 から1265 - 13まで	増田義人	安来市黒井田町200 - 35
安来市伯太町上小竹1266 - 1	本田武一	安来市伯太町上小竹235
安来市伯太町上小竹1106	小林清晴	安来市伯太町下小竹871
安来市伯太町下小竹1073 - 1	小原嘉一	安来市伯太町下小竹934
安来市伯太町上小竹1168 - 1	増田新一	安来市伯太町上小竹792
安来市伯太町上小竹1217、1179、1174、1175、1177	永江深雪	安来市伯太町上小竹599
安来市伯太町上小竹1103、1104	松岡馬太郎	安来市伯太町下小竹76番邸
安来市伯太町下小竹1073 - 1	松岡金一	安来市伯太町下小竹1015
安来市伯太町下小竹1092 - 11、1092 - 17	小原 亨	安来市伯太町下小竹789
安来市伯太町上小竹1266 - 1	安部梅太郎	安来市伯太町上小竹
安来市伯太町上小竹1103、1104	増田茂吉	安来市伯太町上小竹942内 7
安来市伯太町上小竹1103、1104、1217	足立徳四郎	安来市伯太町上小竹
安来市伯太町下小竹1055 - 1	小原幸作	不明
安来市伯太町上小竹1217	小原甚兵衛	不明
安来市伯太町上小竹1217	木村利八	不明
安来市伯太町上小竹1103、1104	小林忠藏	不明
安来市伯太町上小竹1217	中村虎次郎	不明
安来市伯太町上小竹1266 - 1	秦直太郎	不明
安来市伯太町上小竹1217	増田長右工門	不明
安来市伯太町上小竹1266 - 1	安野いく	不明
安来市伯太町上小竹1266 - 1	安野彦右工門	不明

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第756号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

株式会社エクセル 代表取締役 渡辺 博司 広島県広島市西区商工センター2丁目3番1号

その他未定

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年5月4日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

33,498平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 2,650台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 408台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 489平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 341.7立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社イズミ (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後11時

株式会社エクセル (開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後10時

その他小売業者 (開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後10時

レストラン街 (開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後12時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

20か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時

- 2 届出年月日

平成19年9月3日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課(島根県出雲市今市町109-1)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

- (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第757号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀719番4地先から同大字794番まで	メートル 4.00 ~ 23.00	メートル 258.40	隠岐支庁県土整備局	

島根県告示第758号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	186号	浜田市金城町長田イ466番49地先から同イ466番81地先まで	前	メートル 12.00 ~ 39.00	メートル 407.00	浜田県土整備事務所	防雪工事
			後	12.00 ~ 41.50	407.00		拡幅
県 道	大東東出雲線	八束郡東出雲町春日494番1地先から同町内馬1677番1地先まで	前	9.30 ~ 22.00	136.00	松江県土整備事務所	道路改良工事
			後	9.30 ~ 24.00	136.00		拡幅 歩道設置
"	田儀山中大田線	大田市富山町山中字道原2332番1地先から同地先まで	前	4.20 ~ 5.00	45.00	県央県土整備事務所大田事業所	災害復旧工事
			後	4.20 ~ 49.50	45.00		拡幅 仮設道設置

島根県告示第759号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	八束郡東出雲町春日494番1地先から同町内馬1677番1地先まで	メートル 136.00	平成19年 9月14日	松江県土整備事務所	
"	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行792番3地先から同地先まで	15.00	平成19年 9月14日	県央県土整備事務所	
"	田儀山中大田線	大田市富山町山中字道原2332番1地先から同地先まで	45.00	平成19年 9月14日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀567番2地先から同大字569番1先まで	72.20	平成19年 9月14日	隠岐支庁県土整備局	
"	"	隠岐郡西ノ島町大字宇賀145番3地先から同大字426番3先まで	564.15	平成19年 9月14日		

島根県告示第760号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字莊原町1202番3

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

34.45メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、金属標、道路側溝及び地先境界ブロックにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成19年9月5日 第3号

備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第761号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

様式第 6 号を様式第 4 号とする。

附 則

この告示は、平成19年 9月14日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年 9月 3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松江さくら会

3 代表者の氏名

三原英夫

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市嫁島町 4 番29号

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、心のケアを必要とする人たちやその家族に対して、就労支援、地域での交流活動等社会復帰の促進に関する事業を行い、精神障害者の保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年 9月14日

島根県立湖陵病院長 竹 下 久 由

1 落札に係る物品等の名称及び数量

医用画像診断システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立湖陵病院 島根県出雲市湖陵町大池240番地

- 3 落札者を決定した日
平成19年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ株式会社山陰支店 支店長 細矢 武志
- 5 落札金額
42,525,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成19年7月17日

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第16号

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則（平成10年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第17号

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則（平成9年島根県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条第2項中「第27条第4項」を「第28条第4項」に改める。

様式第4号表面中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、同様式裏面中「第30条」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第18号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表島根県公安委員会が行う不利益処分取扱に関する規則の部中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の部中「第 1 条第 7 号ハ(2)」を「第 1 条第11号ハ(2)」に改め、同表島根県青少年の健全な育成に関する条例の部中「第27条第 2 項」を「第28条第 2 項」に改め、同表犯罪捜査共助規則の部条項の欄中「第12条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同部本部長が代行することができる事務の欄中「及び派遣」を削り、同表道路交通法の部中「第49条第 1 項及び第 2 項」を「第49条第 1 項」に、「第49条第 3 項」を「第49条第 2 項」に、「第49条第 4 項」を「第49条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表道路交通法の部の改正規定は、平成19年 9月19日から施行する。

正 誤

平成19年 5月22日付け島根県報第1,881号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第456号の表中	松江市佐草町192番 2 地先から同町227番地先まで	松江市佐草町227番地先から同町192番 2 地先まで

